くりはらツーリズムネットワーク友の会 規約

制定 2013 (平成25) 年6月26日

(目的)

第1条 くりはらツーリズムネットワーク (以下「ネットワーク」という。)は、ネットワーク が実施する体験交流プログラム等の各種事業をお楽しみいただくとともに、ネットワークの 活動により多くのご賛同をいただくことを目的として、くりはらツーリズムネットワーク友 の会 (以下「友の会」という。)を設置します。

(入会手続き)

第2条 友の会に入会を希望される方は、この規約に同意のうえ、入会申込書(様式1)により手続きをお願いします。

(会員期間)

- 第3条 年度会員とし、会員期間は、4月1日以降の入会日から3月31日までとします。 (会費)
- 第4条 会費は年会費とし、500円とします。
- 2 年会費は、途中退会等いかなる理由があっても返還できません。 (会員の特典等)
- 第5条 年間を通じて、各種事業のお知らせを郵送します。

(会費の納入方法)

第6条 会費の納入は、金融機関の口座振込、事業開催時等の現金納入または現金書留による 納入方法の中からお選びいただきます。

(会員期間の継続)

第7条 毎年4月または5月に継続、退会の意志を確認させていただきます。

(退会)

- 第8条 会員が友の会を退会しようとするときは、ネットワークにご連絡ください。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、ネットワークの判断により自動退会とさせていた だきます。
 - (1) 会費の未納または住所不明等の状態が一定期間続き、改善される見込みがないと認め られるとき。
 - (2) 会員が、ネットワークまたは他の会員、各種事業の参加者の迷惑となるような行為を 行ったと認められるとき。
 - (3) 会員が、会員継続の意思確認に応じない期間が2月以上続いたとき。
 - (4) その他、会員としての継続が困難と認められるとき。

(個人情報の管理等)

- 第9条 会員の個人情報は、第1条に規定する目的以外に使用することはありません。 (規約の変更)
- 第10条 ネットワークは、必要があるときは、この規約を変更することができるものとし、この場合、変更内容を会員に通知します。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、ネットワークが別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年6月26日から施行します。

くりはらツーリズムネットワーク友の会 入会申込書

(記入日) 平成 年 月 日

			↑
1	氏 名	フリガナ	性別
			男・女
2	住 所	〒	
3	生年月日		
4	電話番号	自宅 携帯	
5	FAX番号		
6	電子メール		
7	支払方法	口座振込 ・ 現金書留 ・ 直接支払 ※予定している支払方法を○で囲んでください	
8			

【送付先・振込先】

くりはらツーリズムネットワーク

〒989-5606 宮城県栗原市志波姫北郷十文字 121 番地

Tel./fax. (0228) 2 3 - 0 0 5 0 ※月~金曜日 (休日、祝日を除く) 午前 9 時~午後 6 時

Emai kurihara.tn@gmail.com Facebook http://www.facebook.com/kuriharatourism

【振込先】

(金融機関) 栗っこ農業協同組合築館支店 (口座番号) 普通 0019341

(口座名義) くりはらツーリズムネットワーク 会長 小野寺 敬

(フリガナ) クリハラツーリズムネットワーク カイチョウ オノデラケイ